

令和8年第2回臨時町議会の開会にあたり、昨年11月に職員が逮捕された件について、その後の経過をご報告申し上げます。

昨年11月26日に、特別養護老人ホームの介護職員が詐欺容疑で高知県警に逮捕され、12月5日に高知地方検察庁より起訴されました。

本年2月10日に、高知地方裁判所にて第1回公判が開かれ、当該職員は、一昨年6月に国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用した詐欺（虚偽の確定申告で所得税98万円の還付金）に関与したとする公訴事実を認め、2月27日の判決では、懲役2年6月・執行猶予4年の有罪判決が言い渡され、3月14日に判決が確定したため、地方公務員法の規定に基づき失職となりました。

町の信頼を損ねるこの様な不祥事が発生したことは誠に遺憾であり、議会そして町民の皆様には深くお詫びを申し上げます。

また、町としてより重く受け止めながら、任命権者及び管理監督者として私自身や副町長の責任も明らかにするべく、減給の自己罰を科すための条例改正案を

本臨時会に上程させていただきます。

今後二度とこの様なことが起こることのないよう「士幌町職員不祥事防止行動指針」や「士幌町職員のコンプライアンス行動指針」に則り、今一度、法令遵守、服務規律の徹底、公正な職務執行を図り、職員一丸となって再発防止に取り組むことで、町民の信頼回復に努めて参りたいと存じます。

改めまして、町職員が詐欺に関わる事件を起こし、町民の信頼を損ねる事態となったことに対しまして、深くお詫びを申し上げ、ご報告とさせていただきます。

誠に申し訳ありませんでした。